

2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 大田花き
代表者名 代表執行役 萩原 正臣
(コード：7555 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役管理本部長 平野 俊雄
(TEL. 03-3799-5571)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 23 日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を 2025 年 6 月 21 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

定款変更の理由は以下のとおりであります。

- (1) 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 14 条に定める株主総会の招集権者及び議長について、あらかじめ取締役会において定める取締役に変更するとともに、その他文言の整理等の所要の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款第 43 条に定める会社を代表する執行役について、当社の現状に鑑み、また、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営体制の構築を図るため、執行役が 1 名の場合は、その者を代表執行役とすること、また、代表執行役が 1 名の場合は、その者を代表執行役社長とすること、及び代表執行役が 2 名以上いる場合は、その中から代表執行役社長 1 名を選定することを明確に定めるものであります。

あわせて条項の追加とその他文言の整理等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会	2025 年 6 月 21 日
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 21 日

以上

[別紙]

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、<u>取締役会の決議に基づき代表執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> 2. <u>代表執行役社長を兼務する取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> (代表執行役及び役付執行役) 第 43 条 <u>当会社を代表すべき執行役は取締役会の決議により選定する。取締役会は、その決議により執行役社長 1 名及び執行役副社長、執行役専務、執行役常務各々若干名を選任することができる。</u> (新設) (新設) 2. <u>取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。</u>	(招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> 2. <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> (代表執行役及び役付執行役) 第 43 条 <u>当会社を代表する執行役（代表執行役）は取締役会の決議により執行役の中から選定し、1 名以上置く。但し、執行役が 1 名のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする。</u> 2. <u>代表執行役が 1 名のときは、その者が代表執行役社長に選定されたものとする。但し、代表執行役が 2 名以上いる場合は、取締役会の決議により、その中から代表執行役社長 1 名を選定する。</u> 3. <u>取締役会は、その決議により、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各々若干名を選定することができる。</u> 4. <u>取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。</u>